


施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S02071	住所(所在地)	松阪市殿町1290番地					
		施設名称	原田二郎旧宅(居宅)							
		根拠条例	文化財保護条例、松阪市原田二郎旧宅条例	設置年度	明治44年度					
		担当部署	教育委員会事務局 文化課	財産区分	12 公共用財産					
		設置目的	公益財団法人原田積善会から寄贈された原田二郎旧宅及び庭園を整備し、幕末の武家屋敷の形態を残す歴史的建造物として保存・公開する。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	2台(管理用)		
	土地	敷地面積	1185.90 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	居宅			構造・階数	木造(柱10.5cm角超)・地上2階・地下0階			
		用途	居宅		建築年月日	明治45年 3月31日	建物取得費	原田積善会より寄付		
		延床面積	191.22 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	未実施			耐震補強(実施年月)	未実施			
	万歴大 円・規 以上計 画改修 (3等 の履 0)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成22年度	原田二郎旧宅		半解体修理			30,492,000円		
		平成23年度	原田二郎旧宅		半解体修理			29,922,000円		
		平成24年度	原田二郎旧宅		庭園整備			13,217,000円		
平成25年度		原田二郎旧宅		四阿設置			1,701,000円			
	リスク・高機能化対応度	特記事項なし								
	管理・運営上の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 今後、経年劣化に伴い改修等による費用の発生が見込まれる。 改修にあたっては、文化財に対応した工事を実施する必要があるため、多額の経費がかかる。 								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 建物自体が松阪市文化財(建造物)に指定されているため、改修等にあたっては現状変更にかかる協議が必要。 								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	AM10:00~PM4:00		休館日	月曜日・祝日の翌日		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容	市指定文化財原田二郎旧宅の公開及び維持管理				
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	3.00 人	合計	3.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					補助金等収入				
その他の経費					使用料等収入					
人件費					③年間収入合計					
職員等					財源					
非常勤職員					その他収入					
①小計					1,000,000					
④合計(①+②)-③					37.71 円					
④合計(①+②)-③					6,334,965 円					
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)			
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)		
	開館日数		日	143	307	304				
	入館者数		人	5,829	6,911	6,830				
	類似機能を有する公共施設		本居宣長旧宅(殿町)			近隣にある公共施設		旧松坂御城番長屋		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 松阪市指定文化財(建造物) 継続 財源の「その他収入」は、原田積善会からの寄付金(年額100万円、平成34年度まで) 									

